

(政治倫理)

第19条 議員は、市民の信頼及び信託に応えるため、高い倫理観を持たなければならぬ。

2 議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、議員としての品位を保持しなければならない。

3 議員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、一部の市民及び企業のみを利益を目的とした働きかけを行ってはならない。
4 議員の政治倫理については、別に条例で定める。

【解説】

第19条には、議員の政治倫理について定めています。この議会基本条例に定めるこれからの笠岡市議会の方向は、議員に対する市民の揺るぎない信頼があつて初めて実現できるものです。そのためには、議員は、市民の代表としての自覚と良識を持ち、自らの明確な政治倫理基準に基づき、誇りと強い意志をもって市政を

第6章 政務活動費

(政務活動費)

担いつつ、常に説明責任を果たしていかねばなりません。議員の政治倫理については、この条の規定を受け、別に条例で定めることとしています。

第20条 議員は、政務活動費を有効に活用し、調査研究又は政策提言の充実に努めなければならない。
2 政務活動費の交付を受けた会派は、その使途については、すべて公開し、結果については、説明責任を果たさなければならない。

3 政務活動費の交付に関するしては、別に条例で定める。

【解説】

第20条には、政務活動費について定めています。政務活動費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付されるも

のであり、その手続等については、「笠岡市議会政務調査費の交付に関する条例」に定められています。また、その使途については、研究研修費、調査費、資料作成費などに限ることを規程で定めています。

第1項では、議員に対し、政務活動費の有効活用により調査研究又は政策提言の充実に努めることを、また、第2項では、会派に対し、すべての使途の公開と政務調査費を充当した結果について説明責任を果たすことを義務付けています。

第7章 議会機能の強化

(自由討議)

第21条 議員は、議会が議員による討論の場であることを踏まえ、議員相互の討議を積極的に行い、議論を尽くさなければならない。
2 議員は、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。

【解説】

第21条には、自由討議を活用し、議案の提出を積極的に行うものとする。

第21条には、自由討議について定めています。

従来の議会運営は、市長等執行部側との質疑に重点が置かれ、議員同士の討議については、必ずしも充分とはいえない状況でした。この条では、議員相互の討議を積極的に行い、論点を深め、議論を尽くすことを義務付けています。また、第2項では、この手法を活用して、議員の側からの議案の提出を積極的に行うこととしています。

(委員会の活動)

第22条 委員会はその専門性及び特性を生かして必要の都度開催し、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するものとする。
2 委員長は、委員会の秩序を保持するとともに、自由討議を中心とした運営に努め、円滑かつ適正な審査を行うことができよう努めなければならない。
3 委員は、市民の意見等及び自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うものとする。

る提案を積極的に行うものとする。
4 委員は、委員会での審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

【解説】

第22条には、委員会の活動について定めています。議会には、条例の定めるところにより常任委員会及び議会運営委員会が置かれます。笠岡市議会には、予算決算、総務文教、環境福祉及び建設産業の各常任委員会並びに議会運営委員会と、特定の付議事件を審査する数種の特別委員会が設置されており、各議員は、それぞれ複数の常任委員会に所属しています。

この条では、委員会が、その専門性及び特性を生かして、あらゆる行政課題に迅速かつ柔軟に対応するとともに、市民の意見や委員自らの調査に基づき、委員会の所管事務に関する提案を積極的に行うことなどを定めています。

(政策討論会)